

横浜市中心農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成 30 年 12 月 25 日（中央農委第 289 号）

最近改正 令和 5 年 3 月 24 日（中央農委第 333 号）

横浜市中心農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、法第 6 条第 2 項に基づき、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

都市における農地は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、自然的環境の保全、良好な景観の形成、防災など安全で安心な市民生活の維持、市民レクリエーションや交流の場、学校教育や福祉の場として活用されるなど、多面的な機能を有している。

横浜市においては、都市化が進行しつつも、郊外部を中心に、まとまった農地が保全されており、都市部に隣接する立地条件を活かし、葉物野菜をはじめとした市場出荷や直売による販売など多様な経営が行われている。また、横浜みどりアップ計画の 1 つの柱である「農に親しむ」取組みとして、栽培収穫体験ファームや区画貸し農園等の市民農園が開設されるなど、都市部との交流の場として農地に期待される役割は大きい。

さらに、市街化区域においても半数以上の農地が生産緑地の指定を受けており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農形態など地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、農家の高齢化や後継者不足等による遊休農地の発生が懸念されていることから、農地マッチング制度や農地中間管理事業を活用しながら、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、横浜市地域の特性を活かしながら、これまでの都市農業の果たすべき役割に加え、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、農地の有効活用を推進していく。

そのため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、それぞれの地域の実情に応じた活動を行いながらも「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、横浜市中心農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次項以降のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産

業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)※	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
策定時の現状 (平成30年4月)	1804.7 ha	1.80 ha	0.10 %
現状 (令和3年4月)	1820.8 ha	2.58 ha	0.14 %
目 標 (令和5年4月)	1768.2 ha	1.77 ha	0.10 %

※令和3年4月は全国農業会議所が所管する「農地情報公開システム」から算出した農地台帳面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員、推進委員、事務局及び横浜市が協力して、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 横浜市または、農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた横浜市農地マッチング事業への登録や農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 耕作放棄地対策について

- 横浜市の農地復元支援事業の活用等による農地の復元と、農地の賃借を進め耕作放棄地の解消を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)※	集積面積(B)	集積率(B/A)
策定時の現状 (平成30年4月)	1804.7 ha	38.94 ha	2.16 %
現状 (令和3年4月)	1820.8 ha	41.5 ha	2.28 %
目 標 (令和5年4月)	1768.2 ha	42.94 ha	2.43 %

※令和3年4月は全国農業会議所が所管する「農業委員会サポートシステム」から算出した農地台帳面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 横浜市農地マッチング事業や農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、横浜市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地マッチング事業に登録を希望する農地、(イ) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(ウ) 経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(エ) 利用権設定期間が満了する農地等について把握をし、農地マッチング事業や農地中間管理事業との調整を図る。

② 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て、農地中間管理機構への利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
策定時の現状 (平成 30 年 4 月)	56 人	11 法人
現状 (令和 3 年 4 月)	77 人	※ 19 法人
目 標 (令和 5 年 4 月)	86 人	16 法人

※ 令和 3 年 4 月時点で、最終年の目標を達成。新規参入の推進については継続実施。

(2) 新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 横浜市、神奈川県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、各農業団体と連携し、管内の農地情報の紹介を行い、技術や経営面についても新規就農者を育成できるよう関係機関と協力して支援する。

② 新規参入の推進について

- 令和 2 年度からの横浜市の新規就農者農業経営改善支援事業を活用して、積極的に新規参入の推進を図る。
- 担い手が十分でない地域では、法人も地域の担い手になり得る存在であることから、農地マッチング事業や農地中間管理事業を活用して、積極的に法人参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。